重要事項説明書（低圧）

ver.1.3.0

本書では、低圧でお客さまに電気を供給する際の重要事項について説明します。電気は、小売り電気事業者であるミツウロコグリーンエネルギー株式会社（以下、「MGE 社」といいます）が供給をし、新潟サンリン株式会社（以下、「当社」といいます）は、その取次ぎを行う事業者です。

電気の供給条件等の詳細につきましては、MGE 社の「ミツウロコでんき約款」をご確認ください。

■ 契約の成立および契約期間・更新手続きについて

・本契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。
・契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日の 1 年後の日までとします。
・契約期間満了の日の 1 ヶ月前までに、本契約の解約または変更の申し出がない場合は、本契約は満了後、同一条件にて1年毎に自動継続されるものとします。

■ 申込み方法

・申込書によってお申込みいただけます。

■ 需給開始年月日

・需給開始年月日は、当社が承諾の意思表示をした日以降で、標準処理期間（切換えの手続きやスマートメーターの取替え工事に要する期間）満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始希望日に需給開始できない場合がございます。その場合は、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。予めご了承ください。

■ 契約の範囲

・契約電流 10A～60A、契約容量 6kVA 以上 50kVA 未満、契約電力 50kW 未満、もしくはこれらの組合せが 50kW 未満のお客さまが対象です。

■ 供給電圧および周波数

・供給電圧は、標準電圧 100V および／または 200V とします。周波数は、標準周波数 50Hz または 60Hz とします。

■ 使用電力量の計量方法および料金の算定方法

・使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日(計量日)における電力量計の読みと、前回の検針日(計量日)における電力量計の読みの差引きにより算定します。
・料金の算定期間は、前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間とします。
・電気の需給開始日から最初の検針日(計量日)までの日数、または解約前の検針日(計量日)の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合は、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。
・料金には、基本料金、電力量料金のほか、燃料費調整相当額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加減算します。また、これらは消費税を含むものとします。

■ 料金の支払い方法

・口座振替、クレジットカードの 2 種類の方法からご選択いただけます。

■ 工事費等

・計量器および電流制限器等は、一般送配電事業者の資産とし、一般送配電事業者の費用負担で取り付けます。
・電気の需給開始または変更に伴い、一般送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その金額をお客さまにお支払いいただきます。

■ 電気料金の改訂について

・当社は、他の小売電気事業者が電気料金を改定した場合や、託送供給等約款が改訂された場合、または電気の調達費用が変動し、料金の改定が避けられない場合には当社電気料金を改定する場合があります。その場合は、新たな電気料金およびその適用開始日をホームページに掲載することにより、お客さまに通知します。

■ 電気の使用に伴うお客さまの協力

一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは一般送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。
・電気の供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保に協力すること。
・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること。
・一般送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること。
・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を一般送配電事業者に通知すること。

重要事項説明書（低圧）

■ 契約の変更・解約

・お客さまが、契約の変更・解約を希望される場合は、当社営業時間内に随時受け付けます。なお、契約の変更は、申込み受付日以降最初の検針日から適用します。また、解約に当たっての事務手数料、違約金等はございません。
・お客さまと需給契約後、需給開始に至らず契約が変更・解約された場合、一般送配電事業者への支払金が必要となる場合がございます。そのときは、お客さまにその金額をお支払いただきます。

■ 違約金

・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が一般送配電事業者から違約金等の請求を受けた場合は、当社約款に定められた金額をお客さまにお支払いただきます。

■ 当社からの申し出による解約

当社は、以下の場合電気需給契約を解約します。
・お客さまが、一般送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合。
・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合。
・料金等を、支払期日を 30 日経過してなお支払われない場合。
・その他、お客さまが当社ミツウロコでんき約款の規定に違反した場合。

■ 電気の使用方法／託送供給等約款に定められた小売供給の相手方の責任に関する事項

・お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはその恐れがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。
・お客さまの責による保安上の危険がある場合等、託送供給等約款に抵触する場合は、電気の供給を停止する場合があります。

■ 現契約（当社との契約に移行する前の現在の契約）の解約に伴う不利益事項

・現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間の利益の消滅、解約前の電気の使用量の照会ができなくなる等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。また、当社は、現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じる不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

■ 電子交付について

・当社は、ミツウロコでんき約款、契約内容、取引履歴等の内容を、ホームページまたは電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。
・契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。

■ 個人情報の取扱いに関する重要事項

・当社は、電気需給により知りえた個人情報について、電気小売事業に必要な範囲内でのみ利用するものとし、詳細は当社ミツウロコでんき約款によるものとします。
・お客さまがミツウロコでんき約款に基づいて支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払い状況等の情報を他の小売電気事業者等に当社が通知することがあります。

■ 反社会的勢力の排除について

・お客さま並びに当社は、需給契約の成立時および将来にわたり、暴力団その他の反社会的勢力とは関与せず、これらを排除することを確約するものとし、詳細は当社ミツウロコでんき約款によるものとします。

■ クーリングオフ

・お客さまの電気需給契約が、当社または当社代理店等の勧誘に基づく場合、お客さまはクーリングオフの適用を受けることができます。詳細は、申込書裏面記載のとおりとします。

【一般送配電事業者　託送供給等約款　参照 URL】

当社がお客さまに供給する電気は、一般送配電事業者の配電線を使用した「託送供給等」によります。各一般送配電事業者の定める「託送供給等約款」は、各社のホームページよりご覧になれます。　（検索される場合は、各社のホームページの「個人のお客さま」で、「託送供給等約款」で検索してください。）

＊※　お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出は下記の取次店へお願いします。
なお、受付時間等を充分ご確認くださいますよう、お願いいたします。

小売電気事業者：
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社（A0016）
ミツウロコでんき　コールセンター**TEL：0120-326-230**
受付時間　：9:00～17:00（日曜・祝日を除く）
電気供給約款の確認が出来るサイト
https://www.mitsuurokogreenenergy.com/

取次店：　新潟サンリン株式会社
TEL：0800-919-2130
受付時間：9：00～17：00（土曜・日曜・祝日を除く）
〒950-0961　新潟県新潟市中央区東出来島 11-18
URL：　https://ni-sanrin.com/

料金表

ver.4.0.0

■ 電気料金ﾒﾆｭｰ

・契約電流10A～60A、契約容量6kVA以上50kVA未満、契約電力50kW未満、
若しくはこれらの組合せが、50kW未満のお客さまを対象とします。

〔ミツウロコでんき東北〕

〔従量電灯B〕

	契約電流			単価(税込)
基本料金 単　価	10A			410円71銭
	15A			616円07銭
	20A			821円42銭
	30A			1,232円13銭
	40A			1,642円84銭
	50A			2,053円55銭
	60A			2,464円26銭
電力量 料金単価	第１段階	最初の120kWhまで	1kWh	33円04銭
	第２段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	35円65銭
	第３段階	300kWh超過分	1kWh	39円23銭

〔従量電灯C〕

基本料金 単　価	1kVAあたり			410円71銭
電力量 料金単価	第１段階	最初の120kWhまで	1kWh	33円04銭
	第２段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	35円65銭
	第３段階	300kWh超過分	1kWh	39円23銭

〔低圧電力〕

基本料金 単　価	1kWあたり		1,330円86銭
電力量 料金単価	夏季	1kWh	28円44銭
	その他季	1kWh	26円99銭

料金表

ver.4.0.0

■ 電気料金ﾒﾆｭｰ

・契約電流10A～60A、契約容量6kVA以上50kVA未満、契約電力50kW未満、
若しくはこれらの組合せが、50kW未満のお客さまを対象とします。

〔ミツウロコでんき北陸〕

〔従量電灯B〕

	契約電流			単価(税込)
基本料金 単　価	10A			302円50銭
	15A			453円75銭
	20A			605円00銭
	30A			907円50銭
	40A			1,210円00銭
	50A			1,512円50銭
	60A			1,815円00銭
電力量 料金単価	第１段階	最初の120kWhまで	1kWh	31円88銭
	第２段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	33円39銭
	第３段階	300kWh超過分	1kWh	34円39銭

〔従量電灯C〕

基本料金 単　価	1kVAあたり			302円50銭
電力量 料金単価	第１段階	最初の120kWhまで	1kWh	31円88銭
	第２段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	33円39銭
	第３段階	300kWh超過分	1kWh	34円39銭

〔低圧電力〕

基本料金 単　価	1kWあたり		1,226円50銭
電力量 料金単価	夏季	1kWh	26円12銭
	その他季	1kWh	25円06銭